

高崎工場

1. 廃棄物焼却施設の維持管理方法

廃油焼却施設

(1) 設置者名	日本化薬株式会社
(2) 設備名称	廃油焼却施設
(3) 設置場所	群馬県高崎市岩鼻町239
(4) 問合せ先	日本化薬株式会社 高崎工場 環境保安部 TEL 027-346-1011

標記廃棄物処理施設（廃油焼却施設）の維持管理は次のとおりとします。

(1) 囲い等

- ①部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当該高崎工場に囲い・フェンス等を設置する。
- ②高崎工場への入場につき、正門守衛所に守衛所係員を24時間常駐させる。

(2) 表示等

- ①立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示は法を遵守し、変更が生じた場合には、速やかに書き換えてその他必要な処置を講じる。
- ②立札等が破損した場合は、直ちに補修する。

(3) 排ガスの検査

下記のとおり排ガス項目の測定を実施する。

項目	測定内容
排ガス	硫黄酸化物
	窒素酸化物
	ばいじん濃度
	塩化水素
	ダイオキシン類

- ①排水焼却施設の煙突から排出される排ガスによって、環境保全上の支障が生じないようにする。
- ②大気汚染防止法に基づき、排ガスの検査を定期的実施する。

(4) 火災の防止

消火器等を設置し、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。

(5) 定期点検・機能検査

施設の正常な機能を維持するために、定期点検および修理を実施する。

(6) 日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

(7) 記録および保管

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、記録を3年間保管する。

(8) 異常事態の対応

廃棄物処理施設から飛散・漏洩・悪臭など異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、環境保全上の必要な措置を講じる。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡視を重点的に実施し、破損や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

(9) 周辺地域への配慮

廃棄物処理施設から飛散・漏洩・悪臭など異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、環境保全上必要な措置を講じる。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡視を重点的に実施する。また破損や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故や異常の発生を未然に防止する。

(10) 廃棄物の保管を行う場合の措置

万一流出した場合は、系外への漏洩を防止するため防液堤内のタンクに貯留する。

(11) 事故時の対応

事故発生時には、高崎工場内で整備している緊急事態発生時の緊急連絡網にて人員の呼び出し、関係行政機関、本社、への連絡を行い、緊急事態対応手順に基づいて対応する。